

教育・情報 No.12

Educational information

【特集】

02. 幼稚園、小・中・高等学校の新学習指導要領等における特別支援教育に関する改訂の概要

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 田中 裕一

04. 特別支援教育の推進 全国特別支援学級設置学校長協会の取組

全国特別支援学級設置学校長協会会長 山中 ともえ

06. 沖縄県における特別支援教育支援体制整備構築の取組

沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育室指導主事 瀬底 正栄

08. クローズアップ! 教育の現場

安心して学べる特別支援教育に向けて

横浜市立六浦小学校校長 大谷 珠美

特集

新学習指導要領と 特別支援教育

本資料は、一般社団法人教科書協会
「教科書発行者行動規範」に則り、
配布を許可されているものです。

日文の実践事例、教科情報

詳しくはWebへ!

日文

検索

未来をになう子どもたちへ
日本文教出版

幼稚園、小・中・高等学校の 新学習指導要領等における 特別支援教育に関する改訂の概要

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 田中 裕一

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」を踏まえて行われた今回の学習指導要領の改訂では、特別支援教育に関する内容について、幼稚園、小・中・高等学校の新学習指導要領等（以下、「小学校等の新学習指導要領等」という。）の総則の記述が充実しただけでなく、小・中学校の各教科等においても、新規に記述されることになった。

そこで、本稿では、平成30年4月から移行措置において実施することとなっている小学校等の新学習指導要領等における特別支援教育に関する改訂の要点について解説する。

小学校等の新学習指導要領等の 総則における記述の充実

記述が充実したポイントとして4つ上げることができる。

1つ目は、障害のある幼児児童生徒やその可能性のある幼児児童生徒（以下「障害のある児童等」という。）に対して、担任をしている教員や特別支援教育コーディネーターだけに指導等を任せるのではなく、全ての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と知識を深め、指導や支援を行う必要があるということである。

通常の学級には、障害のある児童等が在籍している可能性がある。そのことを前提に、全ての授業において、資質・能力の育成を目指すとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。

2つ目は、全ての教員が「特別の教育課程」の編成



についての基本的な考え方を理解し、指導や支援を行う必要があるということである。

特別支援学級や通級による指導の場においては「特別の教育課程」を編成して教育を行うため、障害のある児童等に効果的な指導や支援を行う際には、「特別の教育課程」の編成についての基本的な考え方を全ての教員が理解して実施することが重要である。

3つ目は、障害のある児童等については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用して指導や支援を行うように努める必要があるということである。

障害のある児童等に効果的な指導や支援を行うためには、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、その内容を関係する全ての教員が共有・理解した上で、指導や支援を行うことが重要である。

また、平成30年4月から、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、必ず個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用することになっていることに留意していただきたい。

さらに、総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」があったことを踏まえ、文部科学省は留意すべき事項をまとめた事務連絡（「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について」（平成29年6月22日事務連絡））を出し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する対象者や引継ぎについて、次のように示していることにも留意していただきたい。（下線は筆者による）

「各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって

作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。]

「各学校においては、これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。」

最後は、学校の教育活動全体で障害者理解や各教科等の見方・考え方と関連付けた交流及び共同学習の一層の推進を図る必要があるということである。グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる共生社会の実現を目指し、一人一人が多様性を尊重し、協働して生活していくことができるように、全ての学校において、組織的、計画的かつ継続的に実施することが重要である。

各教科等における 特別支援教育の記述の新設

答申において、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てについての考え方を示す必要があるとの指摘を踏まえ、各教科等の学習過程における想定される困難さとそれに対する指導上の意図や手立てについて、各教科等の学習指導要領等の解説に示した。

どのようにして具体的な配慮を考えていけばよいのかの視点を「資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、幼児児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる「困難さの状態（実線箇所）」に対する「指導上の工夫の意図（二重線箇所）」と「手立て（波線箇所）」を構造的に示している。

・国語科の例

文章を目で追いながら音読をすることが難しい場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

学校種別や各教科等で違っていたり、どの教科等の手立てにも共通したりするような手立てもあるため、各教科等の学習指導要領等の解説をご参照いただきたい。

なお、ここで示されている手立ての内容は、あくまでも例示であり、幼児児童生徒一人一人の障害の

状態や特性、心身の発達の段階等の実態把握や学習状況を踏まえ、困難さの状態を把握し、必要な手立てを考え、工夫していくことが重要である。また、幼児児童生徒の一人一人の学習上及び生活上の困難は異なることに十分に留意し、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切である。さらに、個別の指導計画等に記載して、指導に当たる全ての教員が手立ての情報を共有したり、手立てが適切かどうかの検討を定期的に行ったりするなど、PDCA サイクルによる手立ての見直しを行うことが重要である。さらに言えば、より効果的に行うためには、学校がシステムとして、手立ての検討から見直しまでの PDCA サイクルに取り組むことが大切なこととなる。

さいごに

今回の小学校等の学習指導要領等の改訂のポイントは、障害のある子供への学校教育において、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、障害のある幼児児童生徒等の学級担任だけでなく、幼稚園、小・中・高等学校等の全ての教員が、特別支援学級や通級による指導の教育課程について理解し、障害のある児童等の指導や支援の情報を共有し、実践することが前提となることを意味している。つまり、それらの指導や支援を学校全体で行うことが求められている。その意味を踏まえ、学習指導要領とその解説に必ず目を通していただき、日々の実践を行っていただきたい。

著者プロフィール



● 田中 裕一（たなか ゆういち）

大学卒業後、企業に就職して社会人野球チームに所属。知的障害者の施設での勤務後、兵庫県立の知的障害特別支援学校の教師に。務める傍ら、兵庫教育大学大学院を修了し、国立特別支援教育総合研究所特別研究員として研究を行う。その後、兵庫県教育委員会指導主事を経て現職。

特別支援教育の推進 全国特別支援学級設置 学校長協会の取組

全国特別支援学級設置学校長協会 会長
山中 ともえ

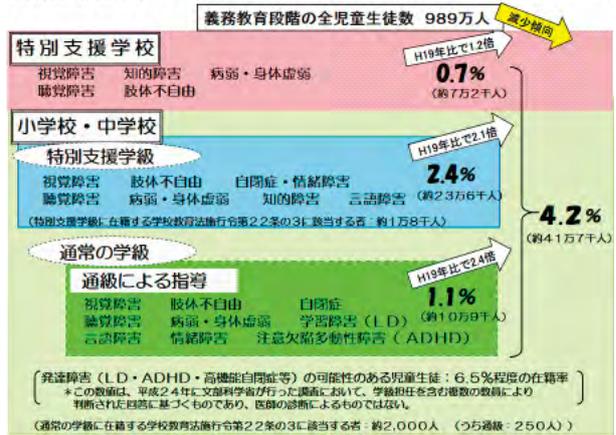
全国特別支援学級設置学校長協会

全国特別支援学級設置学校長協会（以下、全特協）は、全国の特別支援学級や通級指導教室を設置している学校の校長の集まりであり、昭和39年に結成され、以後、54年間、特別支援学級（当時は特殊学級）の教育の発展に寄与してきた。現在では、全国で約1万9千校の校長が加盟しており、特別支援学級だけではなく、通級による指導が平成5年に制度化されてからは、様々な障害に対する教育の充実に尽力してきた歴史がある。

新学習指導要領では総則に、特別支援学級や通級による指導の教育課程編成の基本的な考え方が示された。また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、活用することが明記された。さらに、各教科の解説書には、通常の学級においても発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍している可能性を前提に全教科等において、学習の過程で考えられる困難さの状態に対する指導・支援の工夫の意図と手立ての例が示されている。特別支援教育は全ての学校、全ての教員が取り組むものとなった。

特別支援教育を受ける児童生徒数は、10年前と比較すると、特別支援学校が1.2倍、特別支援学級が2.1倍、通級による指導が2.3倍（平成29年度 文部科学省資料）に増加している。全児童生徒の4.2%が特別支援教育の制度を受けており、児童生徒が減少している中、特別支援教育に対する評価が高まっている現状がある。

特別支援教育の対象（文部科学省資料） 平成29年5月1日現在



通常の学級における支援

(1) 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月に施行され、公的機関に対して障害者への合理的配慮の提供が義務付けられた。「合理的配慮」とは、著しく均衡を逸することなく、過度の負担にならない範囲で、障害者に支援・配慮することを求めるものである。

未だ合理的配慮の提供についての理解が十分ではない学校や、内容について本人・保護者と円滑に調整が進まない場合もある。学校が法律について周知するとともに、基礎的環境整備に関する要望を自治体に伝える必要がある。

(2) 新学習指導要領解説 各教科

小学校・中学校学習指導要領では全ての教科に障害のある児童生徒への記述がなされた。解説ではさらに詳しく、困難さの状態に対する指導上の工夫の意図と手立てが、以下のように例示された。

◆国語科 (小学校) の例

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのか分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具 (スリット等) を活用することなどの配慮をする。

◆保健体育科 (中学校) の例

勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。

どの教科においても、一人一人の児童生徒に対して、その困難さに対する具体的な配慮が求められるのである。新学習指導要領の趣旨をしっかりと受け止め、学校は実践に移すことが重要である。

通級による指導の確立

通級による指導は、小・中学校の通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒のため、平成5年に法制化された。その後、平成28年12月には、義務教育学校標準法の改正があり、通級による指導を担当する教員が基礎定数化された。また、平成30年度からは、高等学校における通級による指導が法制化され、義務教育段階だけではなく、その先の高等学校にまで通級による指導が拡大された。

対象とする障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等であり、指導を受ける児童生徒数は、平成29年度には全国で100,000人を超えた(全児童生徒の1.1%)。特に、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の増加が著しい。今後、通級による指導が拡充していくに伴い、具体的な指導内容や方法の確立、通常の学級との連携、担当教員の専門性の向上などが課題として挙げられる。

通級による指導の中心である自立活動は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示されている内容で、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために指導されるものである。内容は、1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーションの6つの区分の下に必要な要素を分類・整理した

27項目が示されている。一人一人の障害の状態を的確に把握した上で、これらの内容から選択し、個別の指導計画を作成して指導が行われる。個別の指導計画作成の際は、通常の学級の担任や保護者等も連携を図っている。

特別支援学級担当教員の専門性

特別支援学級担当教員の専門性の目安の一つとして、特別支援学校教諭免許状の保有が挙げられる。特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率(以下、免許保有率)は、3割程度である。特別支援学校教員の免許保有率は8割程度であるのに対し、低い状況が続いている。特別支援学級を担当する教員は学校の中では少ない人数である場合が多く、特別支援教育に関する研修もままならず、免許を取得するための機会が得にくい状況がある。単位の認定講習会や放送大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修等の機会を利用し、免許保有率を高めることに、早急に取り組む必要がある。

他にも、近隣の地区で合同の研修を実施したり、OJTによる研修を強化したり、インターネットを活用した研修等を計画的、継続的に工夫したりするなど、特別支援学級担当教員がモチベーションを維持していくことが大切である。

全特協では、今後も、情報発信を続けるとともに、インクルーシブ教育システム構築を目指した提言を行っていく。

著者プロフィール

● 山中 ともえ (やまなか ともえ)

東京都公立中学校教諭、東京都教育委員会指導主事・統括指導主事、東京都公立小学校長。現在、全国特別支援学級設置学校長協会会長。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育部会委員。編著書として『実践! 通級による指導』(東洋館出版社)、『新学習指導要領の展開 特別支援教育編』(明治図書)

沖縄県における 特別支援教育支援体制 整備構築の取組

～一人一人が自分自身の
役割を理解し
つながることを目指して～

沖縄県教育庁 県立学校教育課 特別支援教育室

指導主事 瀬底 正栄

指導主事 金城 かなえ

指導主事 比嘉 優子

本県における現状と課題

沖縄県の人口は約144万人であり、日本一の出生率を誇る。その中で6つの教育事務所が所管する小中学校と県立特別支援学校に在籍する平成29年度の児童生徒数は約15万人、高等学校に在籍者は約4万6千人となっている。そのうち、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒数は約6千人である。

特別支援教育の課題は、本県においても全国と同様の傾向にあり、知的障害特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒数は増加している。本県においては、特に平成27年度に、離島等の僻地においても支援が必要な児童生徒への支援の充実を図る観点から特別支援学級設置に関する規定が改正され、対象児童生徒が1人でも学級設置が可能となった。このような現状を踏まえ、これまでも取り組んできている特別支援教育の推進に向けた管理職のリーダーシップや教員の資質の向上、校内支援体制の充実及び整備が一層必要となった。

人材育成研修の充実 (6教育事務所で実施)

特別支援教育の体制整備を図る上で人材育成は重要であり、本県においては表1のとおり実施し、研修の充実を図っている。

特に近年の特別支援学級の設置の増加にともない、特別支援学級を初めて担当する教職員も増加していることから、その対応として新任特別支援学級研修の内

表1 沖縄県実施研修内容(一部抜粋)

研修	対象	備考
特別支援教育管理職悉皆研修	小中高校、特別支援学校の新任管理職及び全校長	・新任教頭含む ・全校長悉皆1
特別支援学級・通級担当者悉皆研修	特別支援学級・通級担当	・実践力向上研修
新任特別支援学級研修	新任特別支援学級	
特別支援教育コーディネーター養成研修	幼・小中高校、特別支援学校特別支援教育コーディネーター	
幼稚園特別支援教育推進研修	幼稚園教諭	
中高特別支援連携協議会等	中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター	
高等学校実践推進研修	高等学校特別支援教育コーディネーター	
特別支援教育支援員及び特別支援教育コーディネーター研修	・高等学校特別支援教育支援員 ・高等学校特別支援教育コーディネーター	
合理的配慮に係る教育支援機器等の整備研修		

表2 新任特別支援学級研修内容

新任特別支援学級研修	1	教育課程や学級経営について
	2	近隣の特別支援学級での自立活動の授業観察
	3	授業観察報告会
	4	自らの自立活動の授業実践報告

容の改善を行った。その内容は表2のとおりである。

【新任特別支援学級担当者研修会】

～学び、見て感じ、実践する研修～

これまで1回に限って実施していた研修の回数を、教員の専門性の向上を図るため平成28年度から4回に増やした。その研修内容は、①新任担当者が、特別支援学級を運営するために必要な知識を学び、理解する。②地域の中で他の特別支援学級の実践を見て、感じ、取り入れる。③これまでの学びを踏まえ、自分自身も授業を実践し、管理職等の指導助言を受け、授業力の向上を目指す。等となっており、学びを深め、実践力を高める取組を行っている。

また、参観する授業や取り組む課題は、「自立活動」としており、研修をとおりして新任担当者が持つ不安や「自立活動」における指導方法の理解と専門性の向上、

そして地区ごとの特別支援学級担任間の連携にもつながっている。

市町村における特別支援教育を支える

(1)市町村連絡協議会の開催(年間2回)

小中学校等における特別支援教育支援に際しては、41市町村教育委員会との連携が重要であることから協議会を実施し、国の施策の説明や予算の活用について情報提供している。また、市町村同士の協議を行い、それぞれの自治体の課題や取組を共有することで、新たな取組のヒントと改善点への気づきの場としている。

(2)就学支援を含めた早期からの相談体制の構築

国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組については、特別支援教育が推進される中で、平成25年に学校教育法施行令が一部改正された。これにより市町村教育委員会は、早期からの相談の機会を設定し、子供本人の教育を第一に考える視点に立って、保護者と就学先についての合意形成が行えるよう支援している。

市町村教育委員会にとどまらず、障害のある子供と関わる関係機関に対し、①市町村教育委員会就学支援担当者連絡会、②就学支援スキルアップ研修、③教育・医療・福祉等早期支援地方協議会を実施し、関係法令、並びに就学支援事務についての周知徹底や市町村間の連携強化、相談支援力の向上等を目指す研修となるよう事業展開している。

高等学校における特別支援教育の推進

(1)切れ目ない支援体制の構築に向けて

高等学校特別支援教育実践推進研修を年1回開催し、高等学校における特別支援教育の課題を解決するための協議を行っており、高校間での情報共有の場ともなっている。

また、表1に示されている「特別支援教育コーディネーター養成研修」においては、中学校区単位で幼稚園から高等学校全ての校種のコーディネーター間で課題を共有し、連携を深め、切れ目ない支援体制の構築に向けて取り組んでいる。

さらに、中学校と高等学校との連携を図るために、高等学校の入学選抜の願書受付を経て「中学校・高等学校特別支援教育連携協議会」を開催している。

(2)高等学校に在学する生徒の学びを支援する

①「合理的配慮に係る教育支援機器等の整備事業」

障害のある生徒の授業等における情報保障に係る合理的配慮を提供するとともに、合理的配慮についての相談支援も行っている。また、事業は民間に委託しており、機器や支援の専門的な知見の高い企業や事業所

等が対応することで、具体的、客観的に対応が図られ、生徒や保護者の障害受容や理解が進み、生徒及び保護者への支援につながっている。

②「高等学校支援員配置事業」

平成30年5月時点で、高等学校での特別支援教育支援員の配置校は32校で、特別支援教育支援員を42名配置している。成果として卒業後の就職や専門学校、大学進学につなげることができている。

①②の事業を活用することにより、単位の修得につながり成績が向上した、国立大学等への進学や就職につながったなど成果を上げている。

(3)高等学校における通級による指導の開始

今年度よりモデル校1校で13名の生徒を対象に指導を開始している。自らの障害特性の理解やコミュニケーション等を学ぶ科目を設定し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っている。

通級の指導は、生徒の卒業後を見据え、生徒が自立し、社会参加するために必要な力を蓄える場である。

今後は、高等学校における通級による実践をとおりて成果と課題を検証し、指導の充実と進め方等の研究に努めていきたい。

切れ目ない支援と特別支援教育の推進

特別支援教育が始まって10年が経過した。

幼稚園、小中高等学校それぞれの場での気づきも増え、特別支援教育についての理解を深め、インクルーシブ教育システムの構築に向けてつながりを意識して取り組んできた。

縦のつながりは、幼児期から高等学校卒業まで切れ目ない支援体制の構築であり、横のつながりは連続性のある多様な学びの場における教育の充実である。

これからも、縦と横のつながりを大切に特別支援教育の充実を図り、人材育成と実践力向上を要とした様々な事業に取り組み、沖縄県の幼児児童生徒の「やる気」と「笑顔」を支えていきたいと考えている。

著者プロフィール



● 瀬底 正栄 (せそこ まさえ)

平成6年小学校採用。平成26年浦添市教育委員会学校教育課指導主事。平成29年より現職。

安心して学べる特別支援教育に向けて

横浜市立六浦小学校 校長 大谷 珠美

現在、特別支援学級に在籍する児童・生徒の数も毎年増加し、重度重複障害の児童・生徒も一般学校で学ぶことが多くなりました。今や、学校における特別支援教育の推進は、学校経営において重要な課題の一つになっています。

本校では誰もが安心して学ぶことができるように、環境をどのように整えて支援、指導に当たるかを全職員で考え実践しています。

多様な校内支援の在り方

一般学級の中にも、発達障害の診断を受けている児童がいます。また、診断はないけれど、学習に困難を抱えている児童、こだわりや情緒面で不安のある児童もいます。不登校気味の児童もいます。学校は、その児童にどう向き合い、安心して学校生活を送ることができるようにしたらよいか考え、本校では特別支援教育を学校経営の柱にしました。

横浜市は、全小学校に特別支援コーディネーターを兼ねた児童支援専任教諭がいます。本校はその専任教諭が主体となって、支援の方法や場等、職員研修を行ったり保護者対応を行ったりすることにしています。

まずは、4月に全家庭に特別支援教育についてのお便りを出します。そこで、支援サポートを受ける場合は申し込みをするようになっていて、集約された児童の学年、人数を把握し、サポート体制について特別支援委員会で話し合いをもっています。

そこでは、保護者の願いや児童の願いも聞き、どの授業に誰がサポートに入るか、個別、少人数など、どの体制が児童にとって安心して学べるか、サポートを受ける時間数をどうするかなどを決め支援を進めています。

指導は、専科、国際教室担当、専任、非常勤職員があたり、毎週金曜日に、各担任から配られる次週の予定をもとに支援の時間割を組んでいます。支援の場も学級、特別支援教室、国際教室、相談室など、その時の状況に応じて使い分けています。

児童からは、「勉強が好きになってきた」「わかるようになって楽しい」という声が聞かれるようになりました。

また、友達とのトラブルから教室を飛び出してしまった時の居場所として、相談室に小さなテントを置き、気持ちが落ち着くまでそこで過ごし、専任に話を聞いてもらい、話しをする中でコミュニケーションの取り方を学ぶことができたところ、安心して次の授業を受けることができるようになりました。

今までの画一的な考えを捨て、校内のど



の場で学ぶことが児童にとって安心して学ぶことができる場なのかを考え、受け入れ、支援にあたってきたところ、児童の心の安定にもつながるようになりました。右の写真は不登校気味の児童の居場所、個別のブースになっています。



つなげる支援

担任は、学級の中では、情報機器を使いながら、学習を進めることが多くなりました。特別支援学級の児童が交流で学ぶときにはより効果的です。グループ学習のときにも、iPadを活用し、作業をしながら友達と一緒に学ぶことができる場を意図的に作ることで、より理解が深まっています。

対象の児童に対しては、個別の教育支援計画を作成し、年2回の面談を実施し、進捗状況や目標の確認、評価を行い保護者と情報共有を行っています。そして、年度末には保護者の承諾を得て、中学校への引継ぎを行い小学校で行ってきた支援についても説明をしています。

誰もが安心して学ぶことができる場があることが、特別支援教育を進める一歩になってきていますが、この形は最終形ではなく、柔軟に今後も支援を進めていきたいと考えています。

著者プロフィール



● 大谷 珠美 (おおたに たまみ)

横浜市立六浦小学校 校長

昭和55年4月横浜市の教員に採用後、平成22年4月に横浜市立上郷小学校長となり、平成26年4月より六浦小学校長となる。平成25年4月から神奈川県特別支援学級設置学校長協会会長となり、現在に至る。平成30年4月からは横浜市立小学校長会長となる。

教育情報

No. 12

日文 教授用資料

平成 30 年 (2018 年) 9 月 20 日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33420

日本文教出版 株式会社

<http://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市中区葵1-13-18・B
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690